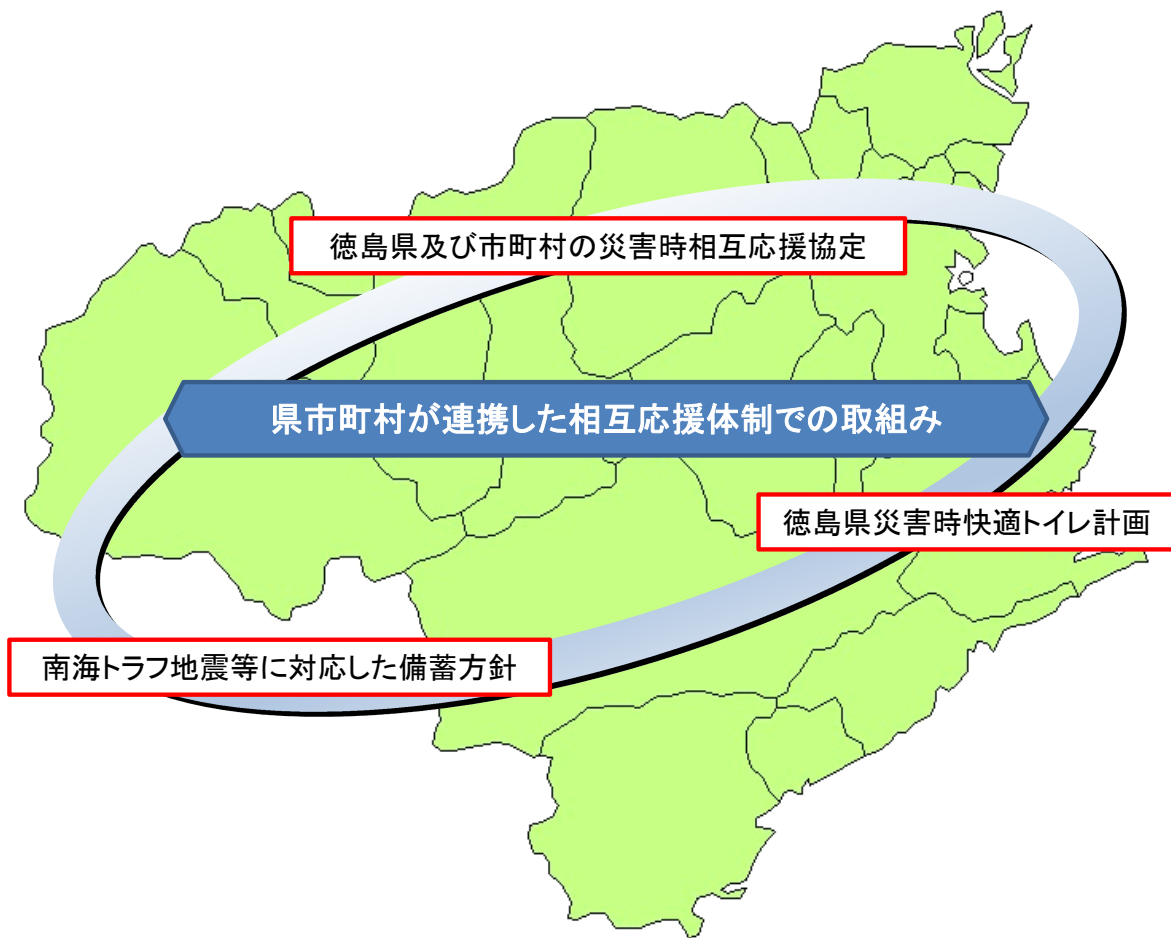


# 徳島県広域避難ガイドライン



平成30年3月  
徳島県災害時相互応援連絡協議会  
(令和元年6月改訂)

## 目 次

I	はじめに	
1	相互応援に係る取組み	1
2	本ガイドライン策定の目的	1
3	検討体制	1
4	基本的な考え方	1
5	平時からの取組み	2
II	本ガイドラインの前提となる災害の想定	
1	南海トラフ巨大地震における被害の様相	3
III	広域避難のブロック制とマッチング	
1	南海トラフ巨大地震発生時のブロック制	4
2	避難元市町村と避難先市町村のマッチング	4
IV	広域避難の実施	
1	基本的な考え方	5
2	避難所の開設状況等の把握	5
3	広域避難の実施	5
4	避難者の移送	5
5	本ガイドラインどおり避難できない場合	6
6	広域避難者への情報提供	7
7	広域避難の終了	7
V	避難所と避難所運営	
1	避難所の設置	9
2	避難所の指定	9
3	避難所の運営	9
4	経費の負担	10
VI	参考資料	
1	基本方針	参1
2	県の相互応援協定一覧	参2
3	市町村の相互応援協定一覧	参2
4	各ブロック別避難先市町村の避難所候補一覧	参4

# I はじめに

## 1 相互応援に係る取組み

県と県内各市町村は、県内で災害が発生し、被災した市町村のみでは十分な対策を講じることが出来ない場合に備え、県と県内各市町村が応援を迅速かつ円滑に行えるよう、平成25年4月、「徳島県及び市町村の災害時相互応援協定」を締結するとともに協定に基づいた応援が円滑に行われるよう徳島県災害時相互応援連絡協議会を設置し、定期的な研究・協議を重ね、「南海トラフ地震等に対応した備蓄方針」や「徳島県災害時快適トイレ計画」を策定し、県及び県内各市町村が連携して南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模災害対策を推進してきた。

## 2 本ガイドライン策定の目的

本ガイドラインは、南海トラフ巨大地震等の広域的な大規模災害が発生し、各市町村の圏域において避難者を収容する避難所が不足する場合に、「徳島県及び市町村の災害時相互応援協定」に基づく市町村の圏域を越えた広域避難を円滑に実施するための基本的な考え方を示すとともに、長期避難も視野に入れた避難所における良好な生活環境の確保を目指すものである。

## 3 検討体制

(1) 本ガイドラインは、徳島県災害時相互応援連絡協議会の場において県、市町村の間で認識の共有化が図られた事項を基本としつつ、広域避難を円滑に実施するためには、避難先市町村の地域の理解を得ることが必須との観点から、広域避難を受け入れる側の課題についても慎重に検討を行い、避難元市町村と避難先市町村の共通の理解の下に取りまとめるものである。

(2) 本ガイドラインは、災害対策基本法に基づく指定避難所の新規指定や廃止等による収容想定人数の大幅な変更があり、ブロック制等の変更が必要となった場合は、随時見直しを行う。

## 4 基本的な考え方

(1) 市町村は、災害対策基本法第86条の8（広域一時滞在の協議等）の規定を踏まえ、避難所不足が生じた場合に、本ガイドラインに定めるブロック制及びマッチングに基づき、大規模災害発生当初から円滑かつ迅速に広域避難を実施する。

なお、避難者自らが遠隔地の親類縁者等を頼って避難する自主的な広域避難を妨げるものではない。

- (2) 市町村は、避難所の収容不足が生じた場合であっても、自宅の管理を行う等の理由により広域避難の実施が困難な場合も想定されるため、「大規模地震・津波災害応急対策対処方針」（平成29年12月21日・中央防災会議幹事会決定）にも示されているとおりテントの活用等も事前に検討しておくこと。
- (3) 大規模災害時には、徳島県が「全国知事会」や「中国・四国9県」並びに「鳥取県」等と締結する相互応援協定や市町村が県外市町村と締結する相互応援協定等に基づく県外への広域避難についても実施することとなるが、このガイドラインに定める市町村の圏域を越えた広域避難を基本に、柔軟に対応することとする。

## 5 平時からの取組み

- (1) 市町村は、大規模災害時の利用を想定した補助避難所の速やかな法指定や指定避難所の避難スペースの見直し等更なる指定促進に努めるものとする。
- (2) 市町村は、広域避難が円滑に実施できるよう平時から密に連携するとともに、防災訓練等を通じた検証を行い、広域避難の具体化に向けた取組みを行うよう努めるものとする。
- (3) 市町村は、地域住民に対し広域避難の取組みへの理解と協力を得られるよう努めるものとする。



## II 本ガイドラインの前提となる災害の想定

### 1 南海トラフ巨大地震における被害の様相

#### (1) 地震発生直後（避難者数 約20.2万人）

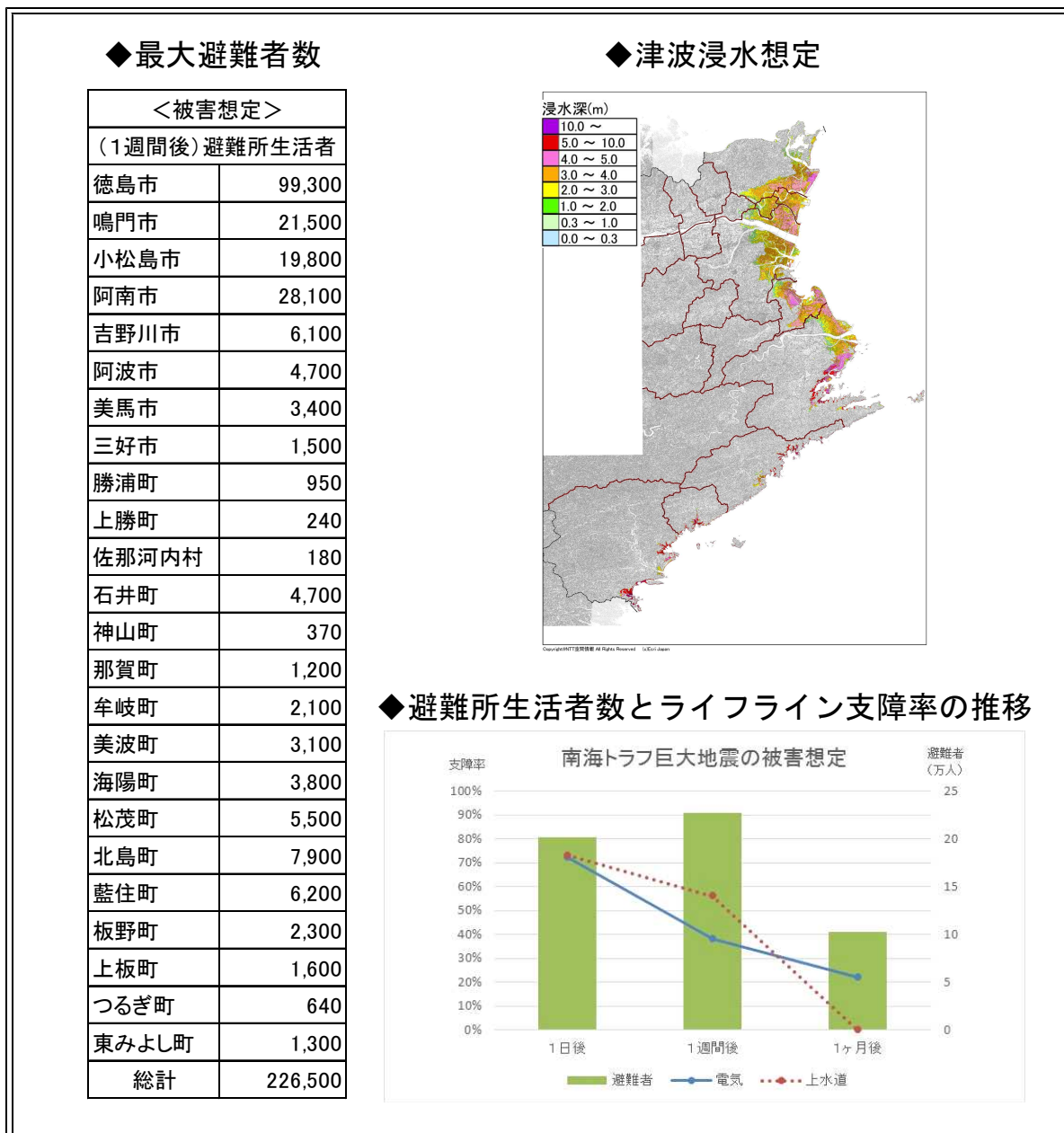
○津波警報解除後，建物・ライフライン被害への不安等により，多くの人が避難所へ避難

#### (2) 概ね数日後から（避難者数 約22.7万人）

○建物被害による避難者に加え，ライフライン被害による生活困窮に伴い，避難者が増加

#### (3) 概ね1か月後から（避難者数 約10.3万人）

○ライフラインの一部復旧により，一部の人が避難所から自宅へ



### Ⅲ 広域避難のブロック制とマッチング

#### 1 南海トラフ巨大地震発生時のブロック制

近隣市町村への広域避難の基本的な考え方として、市町村を東部、南部、西部の3ブロックに分け、各ブロック内での広域避難を実施する。(別表1)

#### 2 避難元市町村と避難先市町村のマッチング

(1) 最大クラスの被害想定に基づく避難者数と避難所における最大収容想定人数に基づく過不足を基に、ブロックごとの避難元市町村と避難先市町村をマッチングさせた。(別表2)

なお、被災の状況によっては、避難先市町村においても広域避難者の受け入れが困難な場合が生じるため、必ずしも、マッチングどおりの受け入れを確約するものではないことに留意する必要がある。

(2) 被災状況の実態に照らし、各ブロック内での広域避難を実施しても避難所の収容人数不足が解消しない場合等は、県内全域での広域避難及び各相互応援協定に基づく県外への広域避難も検討する。

(3) 津波の浸水状況や被災状況により使用可能な避難所や収容人数が変動することに留意するとともに、必ずしも全てのブロックにおいて最大クラスの浸水状況や避難者数が生じるわけではないため、マッチングの再調整が必要となった場合には、県と市町村が協議の上、随時対応することとする。

(4) 本ガイドラインは、使用する道路等に甚大な被害が生じていないことを前提としているが、避難者の移送ルートについては、状況に応じ対応可能な手段等を検討する。

(5) 本ガイドラインは、各市町村が別に策定している災害時における相互応援に関する協定、要領等を妨げるものではない。

## IV 広域避難の実施

### 1 基本的な考え方

県内の複数の市町村が甚大な被害を受け、被災市町村の各避難所において避難者を収容しきれず、避難者の生活環境が不十分な状態が長期化する可能性がある場合は、市町村の圏域を越える広域避難を実施し、早期に避難者の生活環境を整える。

### 2 避難所の開設状況等の把握

(1) 市町村は、発災後できるだけ速やかに、自市町村における避難所の開設状況及び避難者数を把握し、リストアップを行うとともに、随時県災害対策本部へも情報提供する。また、その際には、指定避難所に限らず避難所として使用できる施設の確保を行い、自市町村における避難者の収容に努めることとする。

(2) 自市町村における避難所の確保に努めたうえで、なお収容人数が不足する場合には、避難元市町村は、広域避難が必要となる人数、性別、健康状態、援護の要否、居住地等を把握し、避難先市町村へ支援担当順位に応じて広域避難を要請するとともに、広域避難の要請状況について県災害対策本部へ情報提供する。

(3) 避難先市町村は、避難元市町村からの要請を待つことなく受入可能な避難所のリストアップ及び開設準備を進めるとともに、避難元市町村から広域避難の要請を受けた場合は、速やかに避難者の受入を実施するとともに、受入の内容を施設管理者へ連絡することとする。

### 3 広域避難の実施

(1) 避難先市町村は、避難者の受入れにあたり、可能な限り、同一地域の避難者が同じエリアの避難所で受け入れられるよう配慮するとともに、長期避難生活を考慮した1人あたりの収容面積についても配慮した広域避難を実施する。

(2) 避難先市町村は、受入れた避難者リストを作成し、避難元市町村と情報共有を図るとともに、県災害対策本部へも情報提供する。なお、情報の内容によっては、避難者の同意を得た上で、実施することとする。

### 4 避難者の移送

(1) 避難元市町村が、広域避難者を避難先市町村の避難所へ移送するため、交通機関等の協力を得て調整及び移送を行うこととし、移送ルー

トの被災状況及び広域避難者の所在場所と受け入れが可能な避難所の所在地を踏まえ、集合時間、乗合場所及び移送ルートを決する。

なお、広域避難の対象となる高齢者や乳幼児といった要配慮者については、健康状態等に配慮した移送ができるよう計画する。

(2) 広域避難を実施する際には、広域避難者及び協力事業者に、集合場所、集合日時の周知を図るとともに、避難先市町村へ、避難者数と到着予定日時を連絡する。

なお、移送の際には避難元市町村の職員が同行するよう努めるものとする。

(3) 避難元市町村だけで広域避難者の移送が困難な場合、県又は避難先市町村へ移送に係る応援要請を行う。

(4) 避難先市町村は、避難元市町村から避難者の移送に係る応援要請を受けた場合は、輸送事業者等の協力を得て移送手段の確保に努める。

(5) 県災害対策本部は、自衛隊や輸送事業者等の協力を得て調整及び移送を行うとともに「中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定に基づく支援・受援マニュアル」や「大規模広域災害時におけるバスによる緊急輸送に関する協定」等に基づく移送手段の確保に努める。

(6) 避難先市町村は避難元市町村と常時連絡を取り合い、交通機関等の協力を得て、障がいや健康状態に配慮した移送を行うとともに、受入状況を随時県災害対策本部へも情報提供を行う。

## 5 本ガイドラインどおり避難できない場合

(1) 被災の状況に応じて、使用不可能となった避難所が多数発生し、事前に想定していた各ブロック内での広域避難が実施できない場合等は、予備枠となっているブロック（以下、「予備枠」という。）及び県外への広域避難を実施するため、市町村は県災害対策本部へ応援要請を行う。

(2) 県災害対策本部は、市町村から上記要請を受けた場合は、予備枠及び「中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定に基づく支援・受援マニュアル」や「鳥取県と徳島県との相互応援活動要領」等に基づく県外への広域避難実施に向けた調整を実施するとともに、被災の状況によって避難先市町村となりうるブロックとのマッチングの再調整を実施する。



(3) 県災害対策本部は、避難先市町村と避難元市町村のマッチングを実施し、マッチングされた市町村間において広域避難を実施する。

## 6 広域避難者への情報提供

(1) 避難元市町村と避難先市町村が連携し、り災証明書の申請受付開始等の広域避難者に対する、支援・サービス等の情報提供に努める。

(2) 避難元市町村は、広域避難者への情報発信について、ホームページへの掲載や避難先市町村への情報提供といった情報発信のほか、徳島県がセブン&アイ・ホールディングスと連携して推進している「コンビニエンスストアのネットワークを活用した情報連携体制」を活用する等、情報発信体制の複線化についても検討する。

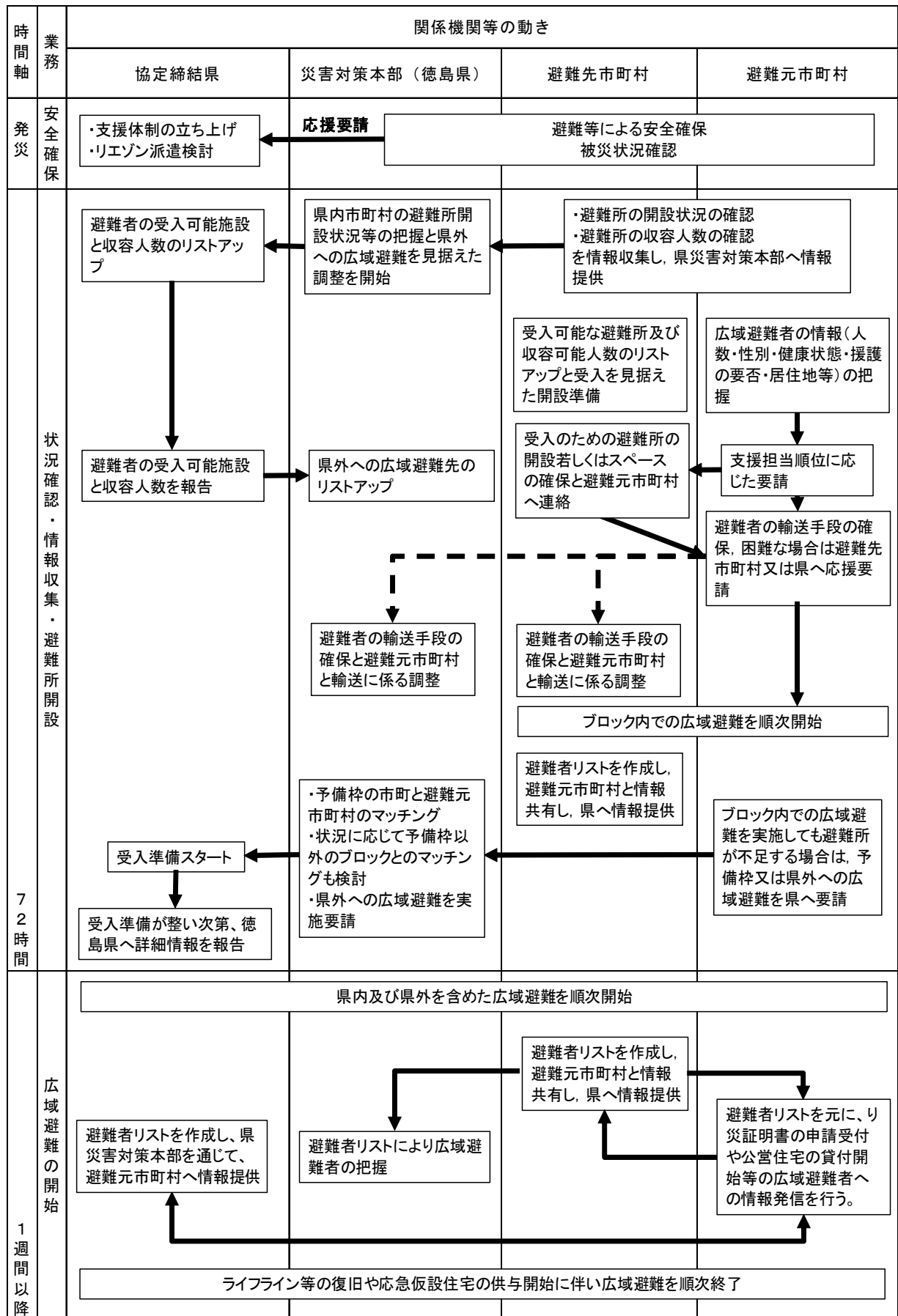
## 7 広域避難の終了

(1) 広域避難の受入れの終了は、避難元市町村の状況に応じて、県と避難先市町村及び避難元市町村が協議の上、決定する。

(2) 避難元市町村は、被災状況から支援継続が必要と判断される場合は、避難先市町村へ支援の継続を要請し、県災害対策本部へも情報提供する。

(3) 広域避難を終了する場合の、避難者の移送については、交通機関の復旧状況を勘案しつつ、原則として避難元市町村が調整を行う。

<広域避難のフロー図>



## V 避難所と避難所運営

### 1 避難所の設置

広域避難に係る避難所は避難先市町村が設置する。

### 2 避難所の指定

(1) 災害対策基本法第49条の7に基づき、市町村長は、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しておく。

(2) 指定管理施設を避難所として指定する場合は、避難所運営について指定管理者に過度の負担を強いることがないよう市町村及び自主防災組織が事前に避難所運営に係る協定等を締結するとともに、平時から避難所運営訓練等を実施し、関係者の連携を密にすること。

(3) 避難先市町村は、指定避難所が広域避難の用に供する避難所にもなり得ることについて、事前に管理（所有）者の理解を得ておくこと。

### 3 避難所の運営

(1) 避難所運営は、「徳島県避難所運営マニュアル作成指針」を参考に各市町村が作成する避難所運営マニュアルに沿って行われることを基本とする。

(2) 避難所の備蓄等については、広域避難を行った時点では既に消費されていることが想定されることから、避難生活に必要なものについては避難元市町村が調達し、避難者の移送の際などに広域避難先へ持ち込むことを原則とする。

(3) 広域避難開始当初、避難元市町村のみでの広域避難先の避難所運営を行うのは困難と考えられることから、避難先市町村が避難所運営において積極的に協力するものとする。

(4) 広域的な大規模災害の場合は、避難先市町村も被災した状態で広域避難者への被災者支援を行うこととなるため、避難所運営体制には限界がある。このため、移送に同行する職員が滞在する等、広域避難者を受け入れた避難所開設当初の避難先市町村主導の運営に任せるだけでなく、避難元市町村も避難先市町村と協力し運営する必要がある。さらには避難者による自主運営へと運営体制を順次切り替えていくこととする。

(5) 避難所運営体制の移行は、①避難先市町村から避難元市町村に引継ぎ、次いで避難元市町村から避難者に引き継ぐ場合（広域避難者のみの避難所）、②避難元市町村と協力して避難先市町村から直接避難者に引き継ぐ場合が考えられる。どの場合においても各避難所へ担当者を決めて高い頻度で巡回する等、避難元市町村との連携を密にすること。

#### 4 経費の負担

徳島県及び市町村の災害時相互応援協定第6条の規定に基づき、広域避難に要した経費は、原則として、避難元市町村の負担とする。

ただし、災害救助法の対象となる経費については、この限りではない。

#### <参考事例>

過去の災害において災害救助法の対象となった経費について（抜粋）

##### ○避難所の設置

- ・ 仮設設備の借上料：洗濯機、乾燥機等のリース料金 等
- ・ 設置、維持管理のための光熱水費等：使用量に見合う使用料が対象  
(基本料金除く)
- ・ 共同で利用する消耗品：乾電池、ポリ袋、石けん 等
- ・ 避難者の便宜のため、備え付ける文房具類：  
公衆電話等に備え付けるメモ用紙、筆記具類 等

##### ○炊き出しその他による食品の給与

主食費、副食費、燃料費、機械・器具・備品等の使用謝金又は借上費、消耗品費

- ・ アルファ化米、弁当、パン、ペットボトルの水・茶 等
- ・ 使い捨てのスプーン、フォーク、紙コップ、割り箸 等

##### ○被服、寝具その他生活必需品の給与

(※住家被害が全壊・全焼・流出・半壊・半焼・床上浸水で世帯単位で給与)

- ・ 被服、寝具及び身の回り品：洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル 等
- ・ 日用品：石けん、歯みがき、トイレトペーパー 等
- ・ 炊事用具：炊飯器、鍋、包丁、ガスコンロ、茶碗、皿 等
- ・ 光熱材料：マッチ、固形燃料 等

※災害の規模や被災の状況により対象となる費用もあることから、適宜県と市町村が協議すること。